

こども医療証の使い方（医療証と一緒に保管してください）

1. 山形県内で受診するとき

県内の医療機関に医療証を提示することで、保険適用の自己負担分を支払わずに診療が受けられます。小学校4年生以上が入院する場合は、入院用の医療証の申請が必要です。

【子育て支援医療制度】表紙～P1

2. 県外での受診や医療証を使わないで受診したとき

県外の医療機関では、医療証は使えません。一旦、自己負担分を支払った場合には、払い戻しができます。後日領収書・診療明細書を持参し、税務町民課に申請してください。

【医療費の払い戻し申請】P2

3. 保育園や学校管理下でのけがや疾病があったとき

災害共済給付金が適用されます。医療証を使用する場合は、給付額のうち自己負担相当分を町が受領することに同意していただきます。

【日本スポーツ振興センター災害共済制度】P3

4. 医療費が高額になるとき

加入する健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け（マイナ保険証の場合は不要）、医療証と一緒に医療機関に提示してください。「限度額適用認定証」を提示せずに高額療養費に該当した場合は、後日高額療養費の代理申請の書類を提出していただきます。

【限度額認定証の申請】【高額療養費の代理申請及び受領】P1

5. 受給の資格がなくなったとき

転出や健康保険に加入しなくなった場合など、受給資格がなくなったときは届出をしてください。

【各種手続きのご案内】P2

6. 氏名・住所・加入する保険などに変更があったとき

届出が必要です。

【各種手続きのご案内】P2

7. 汚れたり、紛失してしまったとき

再交付の申請をしてください。

【各種手続きのご案内】P2

8. その他の医療制度

ひとり親家庭等医療制度と重度心身障害（児）者医療制度があります。（小学校3年生まではこども医療証が優先）

【その他の医療制度】P4～5

9. 夜間や休日にお子さんが病気になるるとき

P6

大江町「こども医療証」パンフレット

【子育て支援医療制度】

大江町では、子どもたちのすこやかな育成と子どもを産み育てやすい環境づくりを目指し、高校生までの医療費を無料化（助成）しています。

医療機関を受診する際は、「こども医療証」を提示してください。



< 助成の内容 >

0歳から高校生相当までの医療費の自己負担分（未就学児は2割、小学生以上は3割）が無料になります。

※ 進学により住所が町外にある方は、お問い合わせください。

※ 保険適用外の医療費は助成対象外です。

（例）健康診断、予防接種、文書料、入院時の食事療養費、差額ベッド代、薬の容器代など

※ 下記Ⅰ～Ⅲに該当する場合は、助成の対象外となる場合があります。

Ⅰ その他の医療制度を受けている場合 【その他の医療制度】P4、P5

Ⅱ 加入する健康保険から高額療養費が支給される場合
（高額療養費分は助成されません） 【高額療養費の代理申請及び受領】P1

Ⅲ 保育園や学校管理下でのけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合 【日本スポーツ振興センター災害共済制度】P3

< 医療証の有効期限 >

◎ 0歳児から小学校2年生（外来・入院共通）	}	お子さんの 誕生月の末日
◎ 小学校4年生から中学校2年生（入院用）		
◎ 小学校3年生（外来・入院共通）	}	3月31日 （学年度末）
◎ 小学校4年生から高校3年生（外来用）		
◎ 中学3年生から高校3年生（入院用）		

お問合せ： 大江町役場 税務町民課 国保医療係
〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
☎ 0237-62-2291 Fax 0237-62-4736

< 申請方法 >

◎ 0歳児から小学校3年生（外来・入院共通）

- 【持ち物】① マイナ保険証等保険資格の分かるもの
② 場合により扶養者の所得及び所得税のわかるもの

◎ 小学校4年生から高校生（入院用）

- 【持ち物】① 医療証（外来用）
② マイナ保険証等保険資格の分かるもの
③ 「限度額適用認定証」
（加入する健康保険が発行、マイナ保険証の場合は不要）
④ 入院計画書など期間がわかるもの
⑤ 場合により扶養者の所得及び所得税のわかるもの

※ 入院が決まったら、すみやかに申請してください。申請が遅れると、助成が受けられなくなる場合があります。

※ 小学校4年生から高校生の医療証（外来用）は、申請不要です。
ただし、進学のため住所が町外にある場合は、申請が必要です。

【 限度額適用認定証の申請 】

入院などで医療費が高額になりそうな場合は、加入する健康保険に「限度額適用認定証」を申請し、医療証と一緒に医療機関に提示してください。（マイナ保険証で受診する場合は不要です。）

「限度額適用認定証」の交付を受けずに医療証を使用し、医療費が高額となってしまった場合は、後日、町から高額療養費の代理受領委任の手續きについてお知らせが送付されます。

【高額療養費の代理申請及び受領】 P1

【 高額療養費の代理申請及び受領 】

医療証を使用し、入院などで医療費の自己負担分が限度額を超えた場合は、町が高額療養費を代理で申請し、受領します。

該当する方には町から提出書類とお知らせが送付されます。

なお、医療費の額が高額であっても、医療証を使用した場合は、加入する健康保険に直接高額療養費の請求をしないでください。

※ 医療証を使用したにもかかわらず、本人の申請により高額療養費が誤って支給された場合は、町へお返しいただけます。

【 夜間や休日にお子さんが病気になったとき 】

下記の医療機関等をご利用ください。受診希望の方は、**まず医療機関に電話**をお願いします。
（事前に病状等を伝え、スムーズに診療を行えるようにするためです。）

< 夜間・休日診療の病院を探すには >

大江町ホームページのトップページから「夜間・休日診療」をクリックすると医療機関がご覧いただけます。

大江町ホームページ <http://www.town.oe.yamagata.jp>

◎ 山形市休日夜間診療所 ☎023-635-9955

（山形市香澄町2丁目9-39）

休日の急患は（日曜・祝日・12/31～1/3）

診療科目：内科・外科・小児科

診療時間：午前9時～午前11時45分、午後1時30分～午後5時

夜間の急患は（毎日診療）

診療科目：内科・小児科

診療時間：（内科）午後7時～午後11時

（小児科）午後7時30分～午後10時30分

◎ 山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所 ☎023-629-9988

（山形市香澄町2丁目9-39）

診療日時：日曜・祝日・12/31～1/3

診療時間：午前10時～午後0時、午後1時30分～午後3時30分

< 小児救急電話相談について >

発熱や嘔吐など、お子さん（15歳未満）の急な病気で心配になった時は、「小児救急電話相談」をご利用ください。

症状に応じた適切なアドバイスを受けることができます。

（毎日18時～翌朝8時）

☎ #8000 （ブッシュ回線）

☎ 023-633-0299 （ダイヤル回線）

< 重度心身障害(児)者医療制度 >

身体上又は精神上に一定の障害を持つ方に「重度心身障害(児)者医療証」を交付します。

医療費の自己負担分(保険適用のみ)が無料または1割負担になります。

対象者：下記Ⅰ～Ⅴのいずれかに該当する方で、
町民税所得割額が23万5千円未満の方
Ⅰ 身体障がい者手帳1・2級
Ⅱ 精神障がい者保健福祉手帳1級
Ⅲ 療育手帳A
Ⅳ 障がい年金1級
Ⅴ 特別児童扶養手当1級

【持ち物】① マイナ保険証等保険資格の分かるもの
② 障害の状況を証明するもの(各種手帳、証書など)

医療証の種別	自己負担額
一部負担金有 (本人または扶養者の 所得税が課税)	・医療費の1割(限度額あり) ・入院時の食事代等保険適用外のもの
一部負担金無 (本人または扶養者の 所得税が非課税)	・医療費の自己負担無し ・入院時の食事代等保険適用外のもの

【医療機関を適正に受診しましょう】

- ◎ 安易な休日・夜間の受診は控えましょう。
- ◎ 「はしご受診」はやめて、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ◎ 必要以上に薬をもらいすぎないようにしましょう。

【医療費の払い戻し申請】

◎ 県外の医療機関を受診した場合、医療証を提示しない場合

県外の医療機関では、医療証は使えません。

一旦、医療機関に自己負担分を支払った場合は、後日町に払い戻しを申請してください。

【持ち物】① 医療証 ② マイナ保険証等保険資格の分かるもの
③ 領収書・診療明細書 ④ 振込先の通帳

※ 加入する健康保険から高額療養費などが支給される場合は、先にお手続きください。町に払い戻しを申請する際、加入する健康保険からの支給決定通知書が必要になります。

◎ 治療用器具(コルセット、9歳未満の治療用眼鏡等)の購入

一旦、医療機関に全額(10割)を支払い、まずは加入する健康保険に保険者負担分(8割または7割)を請求してください。

その後、町に自己負担分(2割または3割)を申請してください。詳しくは加入する健康保険へお問い合わせください。

【持ち物】① 医療証 ② マイナ保険証等保険資格の分かるもの
③ 領収書・診療明細書 ④ 医師からの診断(指示)書
⑤ 振込先の通帳
⑥ 加入する健康保険からの支給決定通知書

※ 加入する健康保険に請求する際、医師からの診断(指示)書と領収書は必ずコピーしてください。町に払い戻しを申請する際に必要です。

【各種手続きのご案内】

下記に該当する場合は、医療証とマイナ保険証等保険資格の分かるものをお持ちのうえ、すみやかに届出してください。

- ・医療証を紛失又は破損した場合
- ・氏名・住所・加入する保険に変更があった場合
- ・転出や、健康保険に加入しなくなった場合



【日本スポーツ振興センター災害共済給付制度】

保育園や、学校の管理下でけがなどをして医療機関を受診する場合は、加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度からの給付を受けることになっています。

医療証を使用しない場合は、自己負担分（2割もしくは3割）を医療機関へお支払いください。

医療証を使用した場合は、給付額のうち自己負担額相当分を町が受領することに同意していただきます。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金」の申請手続きについては、下記にお尋ねください。

- ・保育園児：健康福祉課子育て推進係（☎62-2285）または保育園
- ・小・中学生：教育文化課学校教育係（☎62-2270）または学校の養護教諭
- ・高校生：加入する保険内容を学校に確認してください。

<学校でけがをした場合の手続きの流れ>

1 学校でけがをしてしまった。



2 学校で知らない場合は、学校等に連絡する。



3 医療機関等を受診する。

学校等から渡される「医療等の状況」を医療機関に提出する。



4 3で提出した「医療等の状況」を医療機関から受け取る。
（継続の場合、月毎）



5 4で医療機関から受け取った「医療等の状況」と「同意書（委任状）」を学校に提出する。



6 日本スポーツ振興センターから「災害共済給付金」（医療費の4割）が保護者に支給される。

- ・未就学児：自己負担分（医療費の2割）＋見舞金（医療費の2割）
- ・就学児：自己負担分（医療費の3割）＋見舞金（医療費の1割）

※ 医療証を使用した場合は、自己負担額相当分は町が受領し、見舞金のみ支給されます。

※ 治ゆまでに医療費総額（10割）が5,000円（500点）を超えない場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当しません。
医療機関で自己負担分を支払った場合は、払い戻しをすることができませんので、税務町民課に申請してください。

※ 「災害共済給付金」の支給後に、医療証を使用していたなど、二重に給付が行われたことが分かった場合は、当該医療給付分を町へ返還していただく必要があります。

【医療費の払い戻し申請】P2

【その他の医療制度】

<ひとり親家庭等医療制度>

ひとり親家庭の健康な生活の保持と経済的負担の軽減を目的とした医療制度で、「ひとり親家庭等医療証」を交付します。

医療費の自己負担分（保険適用のみ）を全額助成します。



対象者：以下に該当し、親または養育者の所得税が非課税である場合

- Ⅰ ひとり親家庭で18歳以下の児童を扶養する就労する親と児童
- Ⅱ 父母のいない18歳以下の児童（生死不明・遺棄・重度の障害者など）
- Ⅲ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた方で、18歳以下の児童を扶養する方と、その児童

※ 未就労の方でも対象となる場合がありますので、ご相談ください。

【持ち物】① 受給者全員のマイナ保険証等保険資格の分かるもの

- ② 父母が就労していることが証明できるもの
（マイナ保険証等や就労証明書など）